笠間市デジタル支所 行政手続きのオンライン申請

いつでも、どこでも、窓口に来ることなく 申請ができるオンライン申請の使い方を解説します



利用の方法 3つの利用方法があります



パソコンのブラウザからオンライン申請システムにア クセスして申請します。

笠間市 公式 LINE から 市のLINEアカウントからオンライン申請システムに移 動して申請します。

スマートフォンから

スマートフォンのブラウザからオンライン申請システム にアクセスして申請します。

パソコンから

笠間市公式LINEから申請をしてみましょう

必要なもの

- スマートフォン
- LINEアカウント
- 手続きに応じて本人確認の 資料や添付資料
- ■子署名必要 ←このマークの手続きのみ マイナンバーカードと対応スマートフォン

詳細な利用環境やFAQは 二次元バーコードのリン ク先で確認できます。





笠間市公式LINEからの使い方の流れ①



の公式LINEアカウントと友 達登録をした後に「いばら き・電子申請届出サービ ス」をタップします。 ←笠間市の公式ライン

自身のLINEに登録してある メールアドレスとパスワー ドを入力します。 ※初めてのときやプライベ ートモードでご利用の場合 等に表示される画面です。

が表示されます。ログイン をタップすることで、オン ライン申請システムに移動 できます。



画面が表示されました。

笠間市公式LINEからの使い方の流れ②



申請をしたい手続きを検索 します。「分類別で探す」 をタップすると、手続きを カテゴリーで探すことがで きます(キーワードや50音 で探すこともできます)。 申請をしたい手続きの分野 をタップします。

各分野で申請ができる手続 きが表示されます。 申請をしたい手続きを見つ けてタップします。

手続き名

住民票/除票の写しの交付申請

説明

住民票の写しや除票の写しが必要な場合に利用 します。

【注意事項】

・交付できる住民票の写しは、現在笠間市に住 民登録している方ご本人及び同一世帯員の方の 分です。

また、除票の写しは、過去に笠間市に住民登録 があった方ご本人の分のみになります。

・マイナンバーカード(電子証明書)、クレジ ットカード決済が必要となる手続きです。

住民票謄本・抄本/除票 300円/1通

※証明書料金のほかに、別途郵送料がかかりま す。 ※謄本とは住民票の世帯全員の写しのことで

す。抄本とは住民票の個人(全部のうちの1人分 等、一部だけ抜粋したもの)の写しのことで す。

申請をしたい手続きの説明 が表示されます。手続きの 内容や必要なものを確認し ます。システムの利用規約 に同意をするをタップする と申請を進めることができ ます。

もっと便利にLINEから使ってみましょう



①右上「メニュー」をタップします。 ②「利用者情報」からご自身のお名前·住所·メール アドレスなどを登録すると、各手続きを申請するとき に自動で情報が転記されるためよりスムーズに申請が できます。

③配色を変更すると、画面の色を変更でき、ご自身が 見やすい色味で申請ができます。

④ヘルプやFAQからはシステムに関する使い方やよ くある質問を確認することができます。

スマートフォンから申請をしてみましょう 必要なもの

- スマートフォン
- メールアドレス
- 手続きに応じて本人確認の 資料や添付資料
- ■子署名必要 ←このマークの手続きのみ
 マイナンバーカードと対応スマートフォン

詳細な利用環境やFAQは二 次元バーコードのリンク先 で確認できます。





スマートフォンからの使い方の流れ①

ibaraki pref, japan 空間市 City of Kasama	音声読み上げ Select language ▼ MENU			
目的の情報を <mark>探し出す</mark> 便利な検索				
Q	検索			
Google検索 サイト内検索				
よく利用されるページ				
オンライン申請(デジタル支所) 施政方針				
プレスリリース教育委員会				
住民税非課税世帯等向け給付金				
事業者向けコロナ支援策 広報かさま				
人間ドック・脳ドック 笠間チャンネル				
ごみの出し方 休日急患 ハザードマップ				
成人式 空家・空地バンク物件				

「笠間市デジタル支所」と 検索エンジンで検索をする か、笠間市のホームページ から「オンライン申請(デジ タル支所)」をクリックしま す。



笠間市デジタル支所のペー ジが表示されます。 「行政手続きのオンライン 申請」をクリックします。





いつでも、どこでも、行政手続きをイン ターネットで行うことができます

手続き申込へ 🗸

手続き申込



オンライン申請システムの 画面が表示されました。

スマートフォンからの使い方の流れ(2)



します。「分類別で探す」 をタップすると、手続きを カテゴリーで探すことがで きます(キーワードや50音 で探すこともできます)。

をタップします。

きが表示されます。 申請をしたい手続きを見つ けてタップします。



利用者登録が必要な手続き は登録したメールアドレス とパスワードを入力し申請 します。利用者登録が不要 な手続きはメールアドレス が必要な場合がありますが そのまま申請できます。

=

利用者登録をすることでもっと便利に

 \times いばらき電子申請・届出サービス 【笠間市】 ×==-👤 ログイン 利用者登録 🕛 操作時間を延長する Q + 🚺 配色を変更する 手続き選択 (?) ヘルプ 検索項目 て、手続 手続き申込 い。 申込内容照会 検索キ 申請団体選択 申請書ダウンロード 現我面似糸で1」ノ

利用者登録をしておくと、登録した情報を利用して申請 を行うことができるため利用者登録をお勧めします。利 用者登録をするためにはメールアドレスが必要です。

①トップ画面の右上「メニュー」をタップします。 ②「利用者登録」からご自身のお名前·住所·メール アドレスなどを登録すると、各手続きを申請するとき に自動で情報が転記されるためよりスムーズに申請が できます。 ※各手続きを申請する画面からも登録ができます。

パソコンから申請をしてみましょう

必要なもの

- パソコン
- メールアドレス
- 手続きに応じて本人確認の 資料や添付資料
- ■子署名必要 ←このマークの手続きのみ
 マイナンバーカードと対応ICカードリーダ

詳細な利用環境やFAQは二 次元バーコードのリンク先 で確認できます。





パソコンからの使い方の流れ①



「笠間市デジタル支所」と検索エンジンで検 索をするか、笠間市のホームページから「オ ンライン申請(デジタル支所)」をクリックし ます。



笠間市デジタル支所のページが表示されます。 「行政手続きのオンライン申請」をクリックします。



オンライン申請システムの画面が表示されました。



パソコンからの使い方の流れ2

いばらき	電子申請・届出サービス 【笠間市】 1月用者登録				
11 申請団体選択	尺 申請書ダウンロード				
) 手続き申込	> 中込内容照会 > 職責署名検証				
いつでも、 & ンターネッ 手	くこでも、行政手続きをイトで行うことができます ・続き申込へ ◇				
Q FitoZire	手続き申込 まする メールアドレスの確認 の 使 内容を入力する グ 中し込みをする				
検索項目を	検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。				
検索キーワード					
利用者選択	利用者選択 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き 約5000000000000000000000000000000000000				
	分類別で探す > 五十音で探す >				

申請をしたい手続きを検索します。「分類別で探す」 をタップすると、手続きをカテゴリーで探すことがで きます(キーワードや50音で探すこともできます)。

いばらき電	3子申請 · 届出サービス	【笠間市】	 2 ログイン 利用者登録 			
申請団体選択	🖸 申請書ダウンロード					
手続き申込) 申込内容照会) 職責署名検	涎				
Q FROBRETO	メールアドレスの確認	● 内容を入力する	🔗 申し込みをする			
手続き一覧						
分類別検索						
検索される手続きの分類	検索される手続きの分類をクリックしてください。					
住民票・戸籍 😒						
税金 😒						
こども・保育 👽						
保健・健康						
国民健康保険 ♥						
12月11日 12月1日 12月11日 12月1日 12月1日 12月11日 12月1日 12月11日 12月111日 12月11日 12月111日 12月1111111111	•					
高龄福祉 (マノレール)	•					
介護 🛇						
障がい福祉 😒						
デマンドタクシー	0					
市民活動における物	品等の利用・貸出 👽					
生活環境(ごみ収集	・ペット) 🕑					
生涯学習・スポーツ	•					
都市計画 😒						
水道・下水道 😒						
道路・河川						

申請をしたい手続きの分野をタップをして申 請を進めます。以降スマートフォンと同様の 流れとなります。



連絡先宛てにお願いします。

(ご注意)システムの操作以外の、個別の手続きの 内容に関しては各手続きに掲載されている担当課、